

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業契約書
(介護予防通所介護相当)

つばさ豊田

社会福祉法人 正生会

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(介護予防通所介護相当)契約書

_____と(以下「利用者」という。)社会福祉法人正生会(以下「事業者」という。)とは、介護予防通所介護事業所つばさ豊田の利用に関し、以下のとおり契約を締結します。

(目的)

第1条 事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(以下「通所型サービス等」という。)を提供します。

(契約及び契約の有効期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から要支援認定の有効期間満了日、若しくは、介護予防ケアマネジメントの有効期間満了日までとします。

2. 上記期間満了日までに、利用者から事業所に対して、契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

(利用者からの解約)

第3条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
- (2) 事業者が、第13条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業(又は送迎)の実施地域外に転居し、事業者においてサ

サービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2. 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて保険者に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(個別サービス計画等)

第5条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画または介護予防マネジメント計画に沿って、必要となるサービスの種類ごとに個別サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。なお、この個別サービス計画については、利用者に説明のうえ、その写しを交付するものとします。

2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに介護予防通所介護サービス計画の変更等の対応を行います。

(サービス提供の記録等)

第6条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2. 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めるることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
3. 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(利用者負担金)

第7条 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものといたします。

(利用者負担金の滞納)

第8条 利用者が、正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2月分以上滞納した場合には、事業者は1月以内の相当な期間を定めてその支払いを催告し、利用者が期間満了までに支払わないときは、文書によりこの契約を解除することができます。

2. 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センターと連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(事故時の対応等)

第9条 事業者は、サービス提供に際して利用者の怪我、体調の急変があった場合には、医師及び家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

(身体的拘束の禁止)

第10条 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2. 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービス提供に当たって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、事業所の故意・過失によらないときは、この限りではありません。

(苦情対応)

第12条 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、別紙重要事項説明書に記載された事業所、介護支援専門員、市町又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. 事業者は、文書によりあらかじめ利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町、地域包括支援センターとの連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものといたします。

令和 年 月 日

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

署名代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 ()

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 ()

事 業 者 所在地 焼津市田尻北 792-1 (〒425-0051)

事業者名 社会福祉法人 正生会

代表者名 理事長 石井 紀子 (印)

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

介護予防通所介護事業所つばさ豊田(以下、事業者)において円滑なサービスの提供を行うために実施するサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報
- その他必要な情報

4 使用する期間

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業契約書に定める期間と同様とします。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 正生会

介護予防通所介護事業所つばさ豊田 様

利 用 者 住 所

氏名

印

署名代行者 住 所

氏名

印

(利用者との続柄)

家 族 住 所

氏名

印

(利用者との続柄)